

2021年3月26日

日本型枠事務局

審議事項

入退会及び会費に関する規程の改定の件

1. 提案の主旨

在留資格「特定技能」に基づく外国人の受入れのため、日本型枠は昨年の総会で新たに特定会員制度を創設し、規程を整備の上、2019年9月より特定会員の受入を開始しました。現在全国で126社の特定会員を受け入れています。

しかし運用を開始して1年半が過ぎ、特に受入れ負担金の収受で問題が発生しているため、規程の見直しが必要であり、以下の項目について規程の改定の承認をお願いいたします。

2. 改定事項

(1) 特定会員の定義の変更

① 特定会員を法人に制限

「建設業許可を受けて**型枠工事関連業を営む法人である者**」と特定会員を法人に限定したい。

※法人でない建設会社が、特定技能外国人を雇用することは外国人の適切な就労環境を確保する上で好ましくないと判断

※入会時の提出書類の中に法人でなければ提出できない「登記事項証明書（履歴事項全部証明書）」を定めており、実質的に法人でなければ入会できない。

② 特定会員を**型枠工事関連業を営む者に制限**

※型枠工事関連業とは型枠工事業の他、住宅基礎工事業、建築工務店、型枠工事業を営む土木工事業等総合工事業、特殊打継型枠工事業、型枠解体工事業、墨出し工事業、PCに係る型枠関連業・PC取付け、鋼製デッキ等鋼製型枠・システム型枠等特殊型枠の製作・組立て・取付け工事業

→「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領－建設分野の基準について」(平成31年3月法務省・国土交通省(運用要領(ガイドライン)別表6-2型枠施工))

(2) 国土交通省へ提出する受入計画書へ添付する会員証明書についての記載の追加

① 会員が特定技能受入計画書に添付する会員証明書は、会長が発行した(仮)会員証明書または会員証明書でなければならない。

(3) 特定技能外国人の受入れ等の報告を追加

① 特定技能外国人が就労を開始したら国土交通省の「外国人就労管理システム」において受入れ報告を提出する。就労を取り下げる場合も同様に受入れ報告を提出する。

※受入れ報告を提出しない場合、在留カード発行時に遡った受入れ負担金の遡及請求または認定の取り消し等の恐れが生る。

(4) 特定技能受入計画に変更が生じた場合の報告を追加

- ① 認定を受けた特定技能受入れ計画書の内容の変更（外国人の受入れ人数の追加等の変更等）を行う場合、システムで速やかに変更申請又は変更届出を提出する。

(5) 特定技能外国人が退職、帰国、就労不能等になった場合の報告を追加

- ① 特定技能外国人が退職・転職、帰国、失踪等のため会員の下で就労が不能になった場合、システムで速やかに退職報告書、帰国報告書又は継続不可事由発生報告書を提出する。
※これらの報告を行わない場合、受入れ負担金の請求・支払いが継続してしまう。

(6) 支部及び会長への報告

- ① 特定技能外国人の氏名、人数を追加、変更した場合は速やかに支部及び会長に変更した「特定技能外国人受入れリスト」を提出する。
※支部及び本部事務局でJACから請求される会員の受入れ負担金のチェックのために必要。

(7) 支部・母体団体における受入負担金の収受方法の変更

- ① 会員から支部に支払う受入れ負担金の前払い制
特定技能外国人の受入会員と支部・母体団体の間における受取負担金の請求・納入方法を以下の通りとする。
- 1)受取負担金は前払いとし、1年分又は6か月分を前払いする。
 - 2)受入会員は最初の受入負担金の請求時から当年9月分まで、または当年もしくは翌年3月分までの月数の受入負担金を前払いするものとする。次年度以降は4月より9月までの6か月分又は4月より翌年3月までの1年分の受入負担金を3月に請求する。
 - 4)前払いを受けた期間の間に特定技能外国人の人数の変更等によって受入れ負担金が増加したときは増加した月以降の増加額を前払いし、減少した場合は、次期の前払い額を変更する。
 - 3)受入会員の退会又は特定技能外国人の受入れの廃止等に伴う、退会後又は受入れ廃止後の前払いされた受入負担金の、一般社団法人建設技能人材機構による当該会員に対する受入負担金の請求が停止した後の残額は、前払いした当該受入会員に返金する。返金は受入負担金の請求の停止が確認できた後に行う。
- ② 支部と本部の間の受入れ負担金の請求及び支払いは、毎月行うことを原則とするが、必要に応じ別途協議して定める。

以上